



#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.との取引がないため、取引等で少数株主への影響を及ぼすことはありません。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

○親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.との関係について

当社は2016年9月末において、当社の議決権の55.8%を持つCykan Holdings Co.,Ltd.の子会社であります。なお、同社は2016年9月27日に株式会社サイカンより全株式を取得し当社の筆頭株主となり、株主権行使することにより、当社の株主総会の決議事項について決定させる地位を持つことになりますが、株式会社サイカンはCykan Holdings Co.,Ltd.の子会社であり、Cykan Holdings Co.,Ltd.は当社の実質的な親会社であったため、状況には変更はございませんが、Cykan Holdings Co.,Ltd.の方針によっては、サイカングループと当社との関係に変化が生じ、当社の今後の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今後におけるサイカングループの当社に係る方針等は以下の通りであり、サイカングループと当社は、以下の事項に関し合意しております。

1.当社の上場維持への協力について

(a)当社のモバイル事業を核とした事業推進を支持し、同事業拡大において大型の資金需要が発生した場合等、必要に応じて財務支援を行っていく予定です。また、サイカングループの経営者は、当社の事業推進に対し支援及び指導を継続していく所存です。

(b)サイカングループ各社(その投資先企業を含む。)と当社との組織再編行為は行わないほか、当社の上場会社としての実質的存続性に疑義が生ずることとなる行為は行いません。

(c)当社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範をはじめとする諸規則等を遵守することに協力します。

2.当社の独立性の確保について

(a)当社に対する出資比率の方向性につきましては、株主の立場で適正な株主権の行使範囲において、引き続き親会社として株式を保有していく方針です。

尚、当社の経営方針の決定及び事業活動の遂行に関して、当社独自の意思決定を尊重し、過度に制約することはありません。また、当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重します。

(b)当社の取締役構成につきましては、幹部人材の育成を図り、当社プロパー従業員から役員登用を行うなど、取締役の構成を見直す方針です。





報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の決定に際しては、業績拡大と企業価値の向上に対する報奨として有効に機能することを目的に、同業種・同規模の企業と比較し、当社の業績に見合う水準と各役員の貢献度を勘案して、報酬等の額を決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室が事務局となり、社外監査役の職務を補助しております。社内情報につきましては、必要に応じて、取締役、監査役及び事務局より報告及び説明がなされます。取締役会開催に際しては、取締役会招集通知に議案及び報告事項に係る資料を添付し、事務局より事前に配布及び説明がなされます。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行等に関する実施状況は以下の通りです。

##### (1)取締役・取締役会

当社では、4名の取締役(うち2名の非常勤取締役・男性4人/女性0人)がその任にあたっております。取締役会は取締役全員で構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。担当取締役は、取締役会で決定した経営方針や戦略課題を、管掌する部門の執行役員または本部長に提示し、業務執行を評価、監督する一方で、業務執行の状況を取締役会に報告することにより、コーポレート・ガバナンスの体制確立を図っております。

(2)監査役会は、監査役3名(うち2名の非常勤監査役)で構成され、経歴的にもそれぞれの専門分野で豊富な経験と見識を有しており、代表取締役、各取締役と定期的に面談し、意見交換を行っております。また、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、見解を述べているほか、各部門の責任者へ業務遂行に関する助言と監査業務を行っております。

(3)平成19年4月より、大原法律事務所 田辺一男弁護士及び菅原万里子弁護士と顧問契約を締結し、法律問題全般について適宜指導助言を受けております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外監査役2名を含む取締役会にて中立性・独立性のある基幹業務が策定され、慎重審議を経て実施されます。また、内部監査室と監査役会にて適正な業務の指導・監視がなされています。現在も今後もこの体制がバランスの良い運営ができるものとして継続していきます。

現在、社外取締役を選任しておりませんが、コーポレート・ガバナンスにおいて重要である経営に対する監視機能の客観性及び中立性の確保は、監査役会を構成する3名中の2名を社外監査役とすることで、外部からの経営に対する監視機能は強化され、十分に機能する体制は整っていると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

平成28年6月24日開催の第25回定時株主総会は、集中日を避けて開催いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

IR資料のホームページ掲載

IR情報専用ページを設け、投資家へのご挨拶、財務情報、株式情報を掲載しております。また、IRライブラリーでは決算短信及び有価証券報告書等、適時開示情報を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

経営管理部を専任部門(担当者)としております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に  
係る方針等の策定

当社はステークホルダー向けに、適時適切な情報開示に努めています。投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを強く認識しております。



## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

#### 該当項目に関する補足説明

企業価値向上に努め、長期保有、安定株主の確保に努めてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項